

第 306 回 役員会議事要旨

日 時 令和 5 年 4 月 3 日（月） 13 : 30 ～ 13 : 40

場 所 管理棟大会議室 + ウェブ（Zoom）併用

出席者

- 【構成員】 山内機構長、足立理事、内丸理事、岡田理事、幅理事、高橋理事
【オブザーバー】 住吉監事、辻監事
【管理局等】 五味田総務部長、山崎財務部長、永木研究協力部長、外山施設部長、
幸田参事役、柴沼参事役、坪監査室長、櫻井人事労務課長、永見主計課長、
岡田研究協力課長

議 事

【1】審議

- (1) 機構長に事故ある場合等の代理に関する取扱いについて
山内議長から、資料 1 に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。

【2】報告

- (1) 総合研究大学院大学と本機構との先端大学院の教員の懲戒及び任命解除に関する申合せの締結について

岡田理事から、資料 2 に基づき報告があった。

なお、一般的にクロスアポイントメントの場合には、問題が起きた際の対応について取り決めがあるのかとの質問があり、用務を分けていることから問題が起きた現場が相手方であれば初動は現場での対応となり、機構の職員である限りこちら側でも何等かの対応をすることになると理解しているが、詳細については今後検討予定である旨の説明があった。

また、総合研究大学院大学の教育関係で事案が起きた場合には、まずは総合研究大学院大学において予備調査し情報をシェアすることとなっており、事実認定は両機関で共有したうえで、それぞれの規則に従い対応することとなる旨の補足説明があった。

以上